

# 平成30年度「地域発！いいもの」応援 実施要領

若年技能者人材育成支援等事業実施要領に基づき、「地域発！いいもの」応援の実施に関し必要な細目を以下のとおり定める。

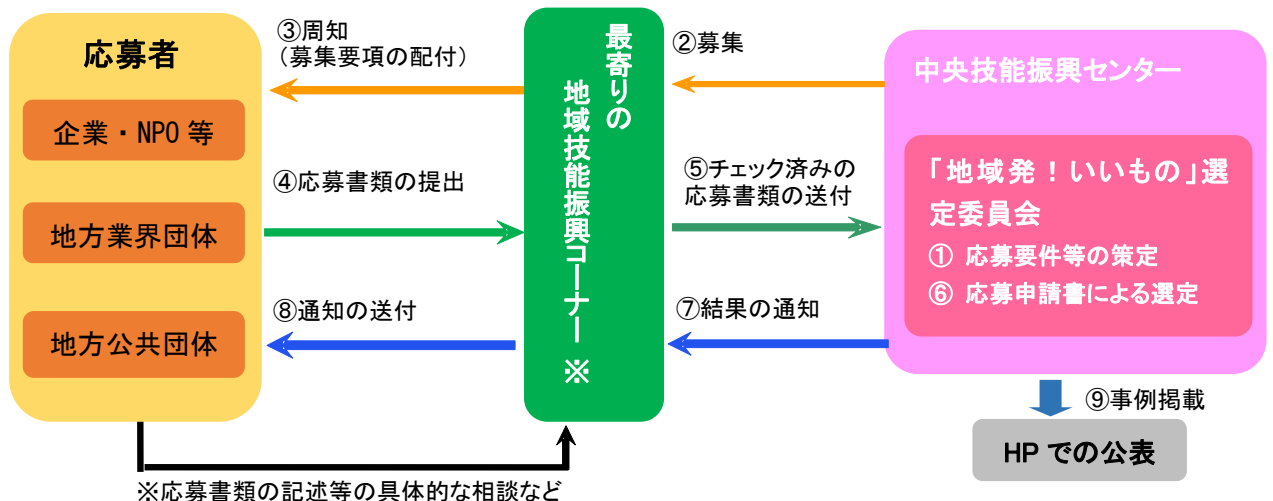
## 1 事業の概要

本事業は、地域における技能振興や技能尊重の気運をさらに高め、ひいては地域の活性化を図るため、地域で行われている「技能振興」、「技能者育成（人材育成）」等に資する特色ある取組や制度を「地域発！いいもの」として選定し、広く国民へ周知することによりこれらの取組等を応援するものである。

## 2 実施体制

- (1) 中央技能振興センター（以下「センター」という。）は、「地域発！いいもの」選定に係る委員会を設置し、これに係る庶務等を行う他、本事業に関する周知、募集から公表に係る管理・運営を行う。
- (2) 地域技能振興コーナー（以下「コーナー」という。）は、本事業に関する周知、募集、応募書類の受付・確認、センターへの申請書の送付、応募者への選定結果通知の送付、その他これに付随する業務を行う。
- (3) センターに設置された「地域発！いいもの選定委員会」（以下「委員会」という。）は、「地域発！いいもの」の応募要件、応募主体の応募資格等、募集にあたって必要な要件等を募集要項として策定し、提出された応募書類を審査し、「地域発！いいもの」として選定を行う。

### 募集・応募の流れ



## 3 募集要項の策定

応募に必要な応募要件、応募資格については委員会が策定する募集要項に規定する。ただし、募集要項に定める応募要件、応募資格には以下の要件を盛り込むことを必須とする。

#### (1) 応募要件

- ① ものづくり産業の振興、技能振興又は技能者育成に関する取組であること。
- ② 地域の特徴を活かした取組であること。
- ③ 応募申請書記入日現在において、現に実施している取組であること。
- ④ 取組内容を公表することが可能であること。
- ⑤ 既に選定を受けている取組でないこと。

#### (2) 応募資格

- ① 応募取組を実施する国内で活動している企業・団体、地方公共団体、非営利活動法人等であること。
- ② 暴力団等に該当しない団体等であること。
- ③ 以下の行為又は活動を行う団体等でないこと。
  - ア 犯罪もしくは犯罪に結びつく行為（活動）、またはその恐れのある行為（活動）
  - イ 公序良俗に反する行為（活動）、またはその恐れのある行為（活動）
  - ウ その他、法律、法令もしくは条令に違反する行為（活動）、またはその恐れのある行為（活動）
- ④ 本制度の趣旨に鑑みて不適切と認められる事実がない団体等であること。

### 4 応募方法

応募者は、下記(1)の応募書類を(3)の応募期限までに、当該応募者が所在する地域を管轄するコーナーへ提出し、センターを通じて委員会へ申請することを原則とする。

また、「地域発！いいもの」に選定された場合、別途、応募書類及び公表に用いる取組の具体的な様子が把握できる3枚以上の写真のデジタルデータを提出するものとする。

#### (1) 応募書類

- ・「地域発！いいもの」応募申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）
- ・補足資料

#### (2) 応募点数

申請書1通につき1事例とし、応募者は何事例でも応募可とする。

#### (3) 応募期限

平成30年12月7日（金） 必着<sup>(※)</sup>

※：郵送の場合、応募者はその旨をコーナーに連絡すること。

#### (4) 留意事項

- ・過年度に選定されなかった取組の再度の応募は可とするが、前回は応募より取組内容の更新がない場合は、選定対象から見送る可能性がある。
- ・応募に係る一切の費用は応募者の負担とし、応募書類は返却しない。
- ・申請書の補足資料は、取組内容について確認することができる資料等を添付すること。紙媒体・A4版の任意の様式とし、3枚程度までの分量とする。
- ・応募書類に用いる「写真」や「図」については、肖像権や知的財産権等の関係法令に抵触しないものを使用すること。

## 5 応募書類の確認・送付

コーナーは、申請書の記載内容に不備がないかを確認し、申請書のコーナー記入欄に下記(1)の記載内容を記入のうえ、コピーを保存するとともに、下記(2)の応募者名簿を添付のうえ、下記(3)の期限までに原本を一括してセンターへ送付するものとする。

### (1) コーナー記入欄の記載内容

- ・受付年月日：申請書を受領した年月日を記載する。
- ・都道府県名：申請書を受領した都道府県名を記載する。
- ・受付番号：受付番号を2桁で記載する。(例：01、02、03、・・・)
- ・確認者名：申請書の記載内容等を確認のうえ、コーナーの確認者の名前を記載する。

### (2) センターへ送付する書類

- ・「地域発！いいもの」応募申請書(様式第1号)
- ・「地域発！いいもの」応募者名簿(様式第2号)

### (3) 期限

平成30年12月19日(水)

## 6 審査・選定方法

委員会は、公平公正に審査を行う。

また、応募事例が①新規性、②独創性、③先見性、④地域特性の活用、⑤他者による応用性、⑥取組の効果があらわれているか否かを審査するとともに、各委員の有する知見に基づく観点から、「地域発！いいもの」として選定するものとする。

## 7 結果通知等

センターは委員会の選定結果を踏まえ、「地域発！いいもの」応援に係る選定結果の送付について(様式第3号)をコーナー宛てに送付し、コーナーを通じて「地域発！いいもの」選定結果について(様式第4号又は5号)にて応募者宛てに結果を通知するとともに、厚生労働省 人材開発統括官及び委員会が交付する「地域発！いいもの」選定証(様式第6号)及び楯を贈呈する。

## 8 事例紹介

ポータルサイト「技のとびら」(<http://www.waza.javada.or.jp/iimono/sentei/>)において、「地域発！いいもの」として選定された取組の内容(個人情報を除く)を紹介する。  
また、それらの事例が閲覧者からどのような評価を受けているか分かるようカウントを表示する。

## 9 事例紹介の取りやめ、選定の取消し

センターは、申請内容に重大な誤りがあった場合、虚偽が判明し、悪質と判断された場合、その他センターが不相当と認めた場合は、「地域発！いいもの」としての事例の紹介を停止することができる。

センターは、事例の紹介を停止した場合には、委員会に報告し、「地域発！いいもの」としての選定の取消しについて委員会の判断を仰ぐこととする。

## 10 その他

- (1) 「地域発！いいもの」応募に係る申請書類、写真及び図表などについては、「若年技能者人材育成支援等事業」に係る報告書、周知、広報等に使用するので、著作権法第27条及び第28条の権利を譲渡させる。
- (2) 本要領において判断のできない事案が生じた場合は、センターを通じ厚生労働省と協議し決定する。

## 11 個人情報の取り扱い

収集した個人情報は、個人情報保護法に基づく、受託者が定めるものにより適切に管理すること。

## 12 問い合わせ先

中央技能振興センター（中央職業能力開発協会）

技能者育成支援室 育成支援課 03-6758-2905、2904

〒160-8327 東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア 11F

## 13 様式等

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| (1) 「地域発！いいもの」応援 募集要項          | 別添    |
| (2) 「地域発！いいもの」応募申請書            | 様式第1号 |
| (3) 「地域発！いいもの」応募者名簿            | 様式第2号 |
| (4) 「地域発！いいもの」応援に係る選定結果の送付について | 様式第3号 |
| (5) 「地域発！いいもの」選定結果について         | 様式第4号 |
| (6) 「地域発！いいもの」選定結果について（選定に至らず） | 様式第5号 |
| (7) 「地域発！いいもの」選定証              | 様式第6号 |

平成30年6月13日制定